

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令新旧対照条文
 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和二十七年政令第四百二十九号）（傍線の部分は改正部分）

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>（給付基礎額） 第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、協力援助者の負傷若しくは死亡の原因である事故の発生した日又は診断によつて疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として協力援助者の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある協力援助者については、前項の金額に、第一号に該当する扶養親族については四百三十三円を、第二号から第五号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき二百円（協力援助者に扶養親族でない配偶者がある場合にあつてはそのうち一人については二百十七円、協力援助者に配偶者が不在の場合にあつてはそのうち一人については三百六十七円）を、それぞれ加算して得た額をもつて給付基礎額とする。</p> <p>一 配偶者</p> <p>二 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び孫</p> <p>三 満六十歳以上の父母及び祖父母</p> <p>四 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある弟妹</p> <p>五 重度心身障害者</p> <p>4（略）</p> | <p>（給付基礎額） 第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、協力援助者の負傷若しくは死亡の原因である事故の発生した日又は診断によつて疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として協力援助者の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある協力援助者については、前項の金額に、第一号に該当する扶養親族については四百三十三円を、第二号から第五号までのいずれかに該当する扶養親族のうち二人までについてはそれぞれ二百円（協力援助者に扶養親族でない配偶者がある場合にあつてはそのうち一人については二百十七円、協力援助者に配偶者が不在の場合にあつてはそのうち一人については三百六十七円）を、その他の扶養親族については一人につき百六十七円を、それぞれ加算して得た額をもつて給付基礎額とする。</p> <p>一 配偶者</p> <p>二 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び孫</p> <p>三 満六十歳以上の父母及び祖父母</p> <p>四 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある弟妹</p> <p>五 重度心身障害者</p> <p>4（略）</p> |